

憲法精神が欠如し、最高裁判決に従わない玉城知事 何もかもやりたい放題! 復帰以来の危機!!

急いで進めている取組や条例制定に向けて調整・手続を進めている取組など、具体的に取組を進めている公約の執行を促すことが、県民の首長たることでより分りやすいと考え、推進中と評価した施策について、その執行を責務と表現した」と発言している。つまり、予算をつけて取組を進めていけば、結果が伴わないかを問わず「憲法」を表現しているのだ。これは、選挙戦でも、選挙前夜から「アタリマエ」で「不正唯一だと主張されたが、それでも各種なごまかしていかざるを得ない」と語り、2月議会において、玉城知事は衆知一民の政策にも通用している実理主義の表現については、見直し等を自ら今後検討してまいります」と答弁し、事実上撤回を余儀なくされたのだ。

言論は政治家の魂であるにもかかわらず、言葉遣いで自己守衛に陥っている玉城知事にはもはや県政担当能力がないと断言する覚悟だ。

「憲法」を軽んじる 玉城県政

9月4日、最高裁判所は普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立の設計変更申請を承認しないとした知事の判断に対して、国土交通大臣が知事に対して承認すべきとした皇正の指針に従わないのは違法だとの判決を下した。この設計変更は大連湾用の駐留地盤に係る工事を進めるにあたって必要なものであるが、この判決はよって設計変更の妥当性が法的に確認された訳である。

しかし、玉城知事はこの最高裁判決にせめても、様々な意見があり承認するかどうな結論を出すことにはできず、元々の姿勢を取り崩さず、国土交通大臣からの指示や指示にも従わず、代執行訴訟が提起された代執行訴訟においても、知事は認訴すると断言し、なおされた司法の判断にあらがう姿勢を崩さなかった。

沖繩・自民党会派は代表質問「一般質問」で、玉城知事が司法の最高裁判決に従わない姿勢を一般質問(かかげん)で質問した。知事をはじめ、地方公営職員、県庁職員にも、憲法秩序を念頭として尊重しなければならず、入庁の際には日本国憲法を擁護する旨の誓約書にサインをしている。沖繩県の公務員の長たる玉

城知事自身が、憲法秩序に基づく司法の最終的判断である最高裁判所の判決に従わず、そればかりが判決内容の当否をめぐらぬ議員に対しても判決にただひたすら承認するよう指示をすることなく、国が代執行訴訟を提起すれば、国は民意を無視している、地方自治の本旨をないがしろにしているといった批判に興じているのである。

「職員」を軽んじる 玉城県政

県庁職員の増大が本音事と運動するようになり急増しているのが、普通退職者だ。普通退職とは一般企業でいう定年退職のことだが、玉城知事が就任した平成30年度では4千人だったのが令和4年度には10千人となり、定年退職者の数を初めて超えることになり、異常事態となっている。沖縄県自民党ではこの普通退職者の急増を問題視し、各定例会で退職の理由や年齢層を調査し、対策を講じるべきだと主張してきた。そして、2月議会において、総務部長からは「退職理由は家庭の事情など様々ありましたが、「仕事の負荷」が最も多くなっております」「退職手当の予算額が、増額している要因としては、近年の普通退職者の増加により退職者数が増えたこと並びに勤続年数が長く、退職手当支給額の高い職員の退職の増によるものであります」との答弁があった。また、知事については「県として、今年度のアンケート結果も踏まえ、多様な働き方ができる職場づくりや職員の働きがいを高められるよう、引き続き取り組んでまいります」としている。

全国的に公務員離れが加速している状況も理解できるが、働き盛りの30代、40代が多く退職するというのは、今の職場環境に対して言い不満があるのでは、いかと思わせるを得ない。人事や組織、定数への不満のなからず、一向に進まない庁内DX、他府県では普通に行われている改革策、新規事業を提案しても採択されないことへのものかして、様々な思いを抱えながら退職の筆を考える職員も多いのではないだろうか。

さらに深刻な事態は、残業代の未払いが常態化しているという問題だ。3月に入っており、新開業通等で、県庁職員の時間外勤務手当の支給、いわゆる残業代

玉城康裕沖繩県知事に対する問責決議（全文）

平成30年9月に就任した玉城康裕沖繩県知事は、これまでに5年余りにわたる県政運営を担ってきたが、委託事業者との会費問題、コロナ禍における私的なバーベキュー開催、いわゆる「ゼレンスキーズ」発言と、県民を代表する政治家としてあるまじき数々の不祥事を繰り返してきた。

そして、首里城炎上後の原因究明の不徹底に始まり、特に2期目に入ってから、度重なる議会軽視の追認議案を連発し、不当な財務処理を見越して、赤字状態の特別会計決算を違法に処理したことなどで内部統制が瓦解し、さらには今議会に入ってから本庁舎からのP.F.A.S流出問題、果ては個人レベルの流出発症など、この1年間で県政の不始末が数え切れないほど表面化し、日々真摯に業務に携わる職員の上気既下も著しいばかりか、県議会を愚弄するがごとき行政運営を平然と繰り返していることに加え、普天間飛行場代替施設建設事業に係る最高裁判所の判決を受けてもなお、司法の終局的判断にあらがうという法治国家にもとる言動を繰り返してきたことは、もはや地方自治体の長たる能力と資質に欠ける知事であることは明らかである。

また、就任時には3010億円が計上されていた沖縄振興予算も、令和5年度には2679億円まで減少し、沖縄の自立的发展に必要な事業の執行に重大な支障をきたし、県民の生活福祉をないがしろにしていることは、断じて看過することはできない事態であり、まさに県政の危機ここに極まれり、県政前途の始まりでありと言わざるを得ない。「最終的には私がしっかりと責任を取るべき」とこのような答弁を命議会で行ったものの、具体的にとどのような責任の取り方を考えているのかを明らかにしないのは、長としての怠慢であり、言語道断である。

よって、沖縄県議会は就任以降の言動と行政運営に対して猛省を求め、ここに玉城康裕沖繩県知事を問責する。

上記のとおり、決議する。

● 県民の不信を代弁し、問責決議案を提出 24対23で否決、1議席足りず

このように「議会三三三」を県民「議員」を兼ねる玉城知事にも、もはや県政担当能力が乏しく残っていないと言わざるを得ない。

沖縄・自民党は令和5年9月議会に「県民の不信を代弁し、県政史上初となる玉城知事に対する問責決議案を提出した。問責決議案については、沖縄・自民党、公明党、進新、無所属の会、無所属の一部議員の23名が賛成したが、県政危機対応の反対によって、賛成ながら否決された。だが、我々沖縄・自民党は、まさに復興以来県政に最大の危機を迎えていることを明らかにした。1期までの不決ではあったが、半数が賛成したことは大きな前進である。

問責決議とは、知事自身の責任の取り方を問うということであり、責任の取り方としては、知事自身の意思のみならず、例えは、知事自身の減給、関係者の懲戒処分、再発防止に向けた抜本的改革などを、知事自身の見識に基づいて判断してほしい、いわば、知事に対する「重責」

である。一方、不信任案というのは、即時に辞職せよという、議会の意思を明確に示す。知事がこの議案の判断を迷っているというのであれば解散しなさいという言い分もある。

玉城県政で県民の生活環境は悪化



の交代が滞りしている。また、県民の健康が生まれている。そのような報道があった。

県や関係における折衝にあたる財政調整基金削減、県債基金削減と、九州平均を大幅に超える基金残高を維持しながら、このように減額する方針が示されている。つまり、こうした方針が示されても、現状は一体金庫に責任があるのだから、報道ヘリスではあるが、毎年度、職員組合からは、執行部に対して、このように減額しない方針が生じている事態を、県民に示すよう要請を毎年おこなっている。全く改善する兆しがなく、このまま削減を繰り返すようである。

本来であれば、そのような理合の要請があり、要求なりというものは、まさに県政と党を揺るがしている。県民が選挙で取りたいべき議題ではない。しかし、これまで何年もの間、このような状態を放置し、県議員一人ひとりの働き、県民の健康、教育、福祉、子育て、高齢者への対応に欠け、普通選挙者も人もなる状態、新規採用者も取り切れない。もう一つの状況は、追い込んだのは一体金庫の責任なのか。玉城知事をはじめ、知事を支える県政運営は大きな反省をすべきなのだ。

県民の生活が一番のはずが 給食無償化・学生バス費無償化されず。水道料金30%アップ。知事はボーナスアップ 県民の生活を苦しめる県政運営!!

玉城知事はボーナス14万6000円増 県政の不手際で県民は負担増 県民を軽んじる玉城県政

昨年多発している財務事務のミスだが、中でも国庫補助金の請求ミスも多発している。沖縄県は沖縄振興特別措置法により他の都道府県よりも補助率の高い交付金・補助金が多く、その交付金・補助金が受け取れないということになると、大きな損失となり、その穴埋めは県税、すなわち県民の血税によつてされる。

議会答弁では、令和5年度中における国庫補助金の請求ミスにより、約7億5千万円の歳入欠陥となったことが明らかとなった。つまり、別の高補助率事業に活用可能であった7億5千万円の県税で穴埋めをすることになったのだ。そしてこの7億5千万円があれば、補助率90%の事業だと、国から6億5千万円の補助金を獲得して、実に総額75億円の事業をつくることができたのである。

これは単純な事務ミスで済まされるものではないはしたが、再発防止に徹するという言葉もただただ虚しく響くのみだ。職員の研修をすればよい、チェックリストを作ればよい、そのような小手先の対策のみでは再び必ず同じ事業が生じるだろう。玉城知事には危機感・当事者意識に欠けていると言わざるを得ない。

問題の本質に迫る議論が執行部の中で行われているのかどうか、人事や組織・定数、予算編成過程の問題など、沖縄・自民党は本質をえぐる質問をぶつけてきたが、執行部からは暖簾に腕押し、答弁を繰り返すのみだ。執行部の答弁の中で「関係機関と連携」「繰り返しになります」といったフレーズで会議録を検索すると、令和5年の議会ですれぞれ128件、28件がヒットする。これらのフレーズはまさに思考停止ワードと呼んでもよい。具体的な解決策が見出されていない、一つの証左となっている。

加えて、玉城知事は11月議会で重大な議案を提案してきた。知事、副知事をはじめとする特別職のボーナス(期末手当)を引き上げる案例案である。ちなみに、県議会議員も特別職の地方公務員で

あるが、ボーナスについては物価高に苦しむ県民の状況に鑑み、据え置くことと全会派が一致している。我々沖縄・自民党は、いかに全国的にみて引き上げが当であるとはいえ、消費者物価指数も東京や全国平均を上回る状況が続いている中で、県民生活の改善がまず先であり、特別職のボーナスをいま引き上げることは政治的判断として間違っているとして断固反対した。

しかし、玉城知事を支える共産党県議団、ていつた平和ネット、おきなわ新風無所属の一部議員24名は賛成に回つたのだ。賛成討論の中でも「県知事、副知事の期末手当や給与を据え置くことは県内の賃金の回復基調に水を差すもので、県民の賃金底上げに悪い影響を与えてしまう」という論理破綻の言動に終始したが、結果として「教」の力で押し切られてしまったのである。

県民生活を軽んじる玉城県政の姿勢は、沖縄県企業局による水道料金値上げにも表れている。令和5年9月、企業局から30%の料金値上げを考えているとの説明が突然なされた。その理由は、ハードな交付金が減額されている中で財源が確保できず、浄水場やポンプ場などの施設の将来的な維持管理・更新に必要な費用を計上すると赤字に転落してしまう、といったものだ。しかし、財源確保には様々な手法がある。それもそのはず、令和6年度当初予算では県から企業局への長期貸付金が組まれており、これを増額させれば済む話なのだ。県は家計での貯金にあたる基金を約800億円有している。いずれ返済される貸付金なのだから、こういった危機的な状況でこそ、機動的な対応が必要なのは言うまでもないだろう。また、そもそも将来の更新投資を見込んで予算を組んでこなかった、歴代企業局長の経営責任、そして任命権者である知事の任命責任も問われかねない。沖縄・自民党は水道料金値上げに反対し、こういった緊急措置を提案してきたが、これも残念

ながら県政与党の「敵」の力に屈する者もなかった。

一方で、電気料金高騰対策については、沖縄、自民党系派は全国一律の支配制度に拘り、沖縄の電力供給体制の特許事項を考慮し、沖縄独自の対策を講じるよ

その結果、沖縄県民は事業推進費を削減し、「沖縄電力料金高騰対策等実施案」が予算化され、総額で10億円の支援費を取りまとめることができた。県民生活の向上に貢献できたことは、王城知事、島城市長が、沖縄、自民党が、答える簡単なことだ。

陥入している。議論に出、我が党の中川京貴議員の代表質問への答弁に対して、遺憾もなく辺野古新基地という言葉を用いたのである。赤嶺議長から、普天間飛行場代替施設という正式名称を使用するようにとの発言が休憩中に出てきた。知事公署は一向、主体となる場合は普天間飛行場代替施設建設と用いるが、知事公約や知事の政治的な考えを伝える場合には辺野古新基地建設と答弁する。目的回答を公署長答弁から見て、この答弁は明らかに看過できないものではない。我々は全員退席した。

その後休会中に池田副知事が会派を訪問し、知事公約の考え方について改めて説明があったものの、「政治的である知事公約が辺野古新基地」という言葉を用いるのは理解できないが、行政の司である公務員の部長や公室長が正式名称を用いないのは許されなければならぬ。議論外でもそのような使い分けをするのか」といった意見が散出した。

議会のたびに「三回三返する執行部の対応」に対して、文書をもって統一見解を示し、知事自身が議場を説明するよう要求している。再度詰問に来た池田副知事からは先程の公室長の説明ぶりから何ら進展のない見解が示され、再開後、王城知事から釈明があり、一部の正常化は認められたのだが、言葉遣いをめぐって長時間も右往左往する様子、議長も退席してお別れが一日となった。



議長と副議長が議長室で協議する島袋大 会派長

さらには、我々が先の知事連の長中から問題視してきた「公約実現率95.5」という表現も、王城知事はこの表現事という表現について「11期目の公約の取組状況について、予算を立て、事業計画に

議会を軽んじる玉城県政

今年1年度には3回の定例会において、議会の議決を経ずして行った契約行為に対して追認を求める議案が複数あり、我々は、令和4年11月議会において、沖縄都市モノづくり株式会社への貸付条件の変更契約に関して平成28年以来議会の議決を怠った事業を巡り、追加審査を求めるため議決審査の要求を行ったが、与党多数で拒否され、押し切られる結果となった。そして、その与党側からは「二度とこのようなことがないよう再発防止に向けて対応する」といふ附帯決議が議長され、これでも可決されたが、しかし、令和5年度に入ってから、繰り返した議会からの詰問を無視する

者会において知事に返答（無視）を拒否し、主張し、そして与野党協議の背景、沖縄県政史上初めて、知事の提出した議案を返答することが全会一致で議決された。違法行為の一環に議会が加担することは許されない。議会人としての責任を守ったこと、これは重要な意義がある。だがその後、知事は補正予算を専断して決定し、赤字状態である決算を無理矢理修正して議会に提出すること、議会の意思を無視したことに反響を呈し、通常であれば10月で終わるはずの決算審査も翌年10月に越えるなど、議会日程にも混乱を来すこととなった。

「言論」を軽んじる玉城県政

6月議会で、新垣泉議員から、国本町の大公有水埋立計画再開と、普天間飛行場代替施設建設事業一に併せものとして、辺野古新基地建設という言葉は行政用語ではなく、議会でその発音でも避けるべきだとの指摘がなされた。これを受け、議長からは9月28日付で正しい用語を用いること、通知文書が、さらに10月1日にも同様の趣旨の文書が知事に発出されている。

それでも、知事自身も定めた「辺野古新基地問題対策協議設置規程」を盛り込む議事録「以下「新基地」ということとする」規定があり、当然もろくも辺野古新基地というのほ的確にあることを認めているのであり、当然のことである。

しかし11月議会において、王城県政はこの議長からの通知文書も

「言論」を軽んじる玉城県政

のようし、王城県政は再度一人を懲罰を取り続けたのである。

すなわち、昨年6月に発覚した車庫全地下駐車場からのP.F.A.Sが含有される非水流出事故が発生し、議会、県民への報告は9月27日、発生から3か月を経過してからであった。

そして9月議会がまさに開会されようとしている取中、重罪が走った。

「2つの特別会計で赤字決算を叩く」。地方自治法では自治体の決算では赤字が生じないように仕組みが定められている。そのためにも少なくとも毎年5月末までに定められた手続をこなさなければならぬ。しかし、今回の事業はその手続を怠り、5月末を過ぎてから、当届が赤字状態を認識したため、もはや手遅れしようがない事態となっていたのである。これにもかかわらず、王城知事は責任を議会に押し付けるかのように、議決を無視して議案を提出したのである。これに対して我々は、このように「違法」な議案を議会として審議することすらは行われずして、各派代表



広報紙充当可能割合確認票

議員名

沖縄・自民党

広報紙名	紙面割合
議会報告 令和5年度特別 号	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $54.6\text{cm} \times 40.6\text{cm} \times 4\text{面} = 8867\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 FALSE ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 8867\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$以下

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 会議費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/14	飲料代(お茶/珈琲) 6箱 ※1箱30缶入り	9,525	1/2	4,762
4/21	飲料代(お茶/珈琲) 3箱	4,944	1/2	2,472
5/22	飲料代(お茶) 2箱	2,527	1/2	1,263
6/8	飲料代(お茶) 3箱	3,790	1/2	1,895
6/13	飲料代(お茶/珈琲) 4箱	5,346	1/2	2,673
6/28	飲料代(珈琲) 2箱	4,269	1/2	2,134
6/29	飲料代(珈琲) 3箱	3,790	1/2	1,895
7/4	飲料代(珈琲) 4箱	5,054	1/2	2,527
7/12	飲料代(お茶/珈琲) 6箱	9,817	1/2	4,908
8/21	飲料代(お茶/珈琲) 3箱	5,086	1/2	2,543
9/6	飲料代(珈琲) 3箱	5,702	1/2	2,851
9/22	飲料代(お茶/珈琲) 5箱	7,257	1/2	3,628
9/27	飲料代(お茶/珈琲) 6箱	10,400	1/2	5,200
10/4	飲料代(お茶/珈琲) 5箱	7,614	1/2	3,807
10/10	飲料代(お茶/珈琲) 8箱	11,035	1/2	5,517
10/16	飲料代(お茶/珈琲) 5箱	7,614	1/2	3,807
10/24	飲料代(お茶) 4箱	5,054	1/2	2,527
11/2	飲料代(お茶/珈琲) 6箱	8,164	1/2	4,082
11/27	飲料代(お茶/珈琲) 4箱	6,350	1/2	3,175
12/4	飲料代(お茶/珈琲) 4箱	7,614	1/2	3,807
12/11	飲料代(お茶/珈琲) 7箱	12,700	1/2	6,350
12/18	飲料代(お茶) 3箱	3,790	1/2	1,895
1/4	飲料代(お茶) 2箱	2,527	1/2	1,263
	飲料代(珈琲) 2箱	4,269	1/2	2,134
1/12	飲料代(珈琲) 2箱	1,911	1/2	955
1/25	飲料代(お茶) 1箱	1,263	1/2	631
2/9	飲料代 (お茶ペットボトル 120本入り)/珈琲 3箱	15,114	1/2	7,557
3/15	飲料代(お茶(ペットボトル48入り)/11箱)/珈琲 5箱	62,399	1/2	31,199
A. 小計				
B. 支払証明書計				
会議費 充当合計		/	/	117,457

会議費

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$9,525 \times 1/2 = 4,762$$



領収書
斉藤 自民様
¥9,525-
但し、飲料代

壺川店 TEL 098-836-5050

No. 01 -6104-2590

2023年04月14日

消費税 705円を含む。

として上記正に領収いたしました。

※財布等にはさんで保管願く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/珈琲 6箱) 案分 4,762円

会議費

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$4,944 \times 1/2 = 2,472$$



領 収 書
決済、自費 様
¥4,944-
但し、飲料代



壺川店 TEL 098-836-5050

No. 000001-1557-3439
2023年04月21日

消費税 366円を含む。

として上記正に領収いたしました。

※財布等にはさんで保管願く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いします。

飲食代(お茶/珈琲 3箱) 2,472 円

会議費

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$2,527 \times 1/2 = 1,263$$



領 収 書
神電自衛隊様
¥2,527-
但し、飲料代

No. 000003-0767-6812
2023年05月22日

消費税 187円を含む。

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

※財布等にはさんで保管願く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶 2箱) 案分 1,263円

会議費

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$3,790 \times 1/2 = 1,895$$



領 収 書

沖野暲 自民党様

¥3,790-

但し、飲料代



垂川店 TEL 098-836-5050

No. 000002-1640-3083

2023年06月08日

消費税

280円を含む。

として上記正に領収いたしました。

※財布等にはさんで保管いただく場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/3箱) 案分 1,895 円

会議費

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$5,346 \times 1/2 = 2,673$$



領 収 書

末羅、自衛様
¥5,346-

No.000003-0976-0513

2023年06月13日

消費税 396円を含む。

但し、のみほり代

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

※財布等にはさんで保管いただく場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/珈琲 4箱) 案分 2,673円

会議費

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$4,269 \times 1/2 = 2,134$$

2023年06月28日 (木)

領 収 証
沖繩、自民様

¥ 4, 2 6 9 -

上記正に領収しました

宿し 株式会社ビッグワン 【取扱店: アクロスプラザ小禄店】

沖繩県沖繩市海邦町3-18

明細部商品名先頭の [*] 印は軽減税率8%適用商品です

※保管上のお願

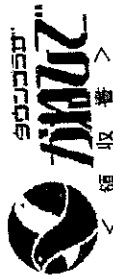
財布等で保管載く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

0002-4950-6369

飲料代 (珈琲/2箱) 案分 2,134 円

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$3,790 \times 1/2 = 1,895$$



領収書

神澤自民党様

¥3,790-

但し、飲料代



壺川店 TEL 098-836-5050

No.000002-1848-5970
2023年06月29日

消費税 280円を含む。

として上記正に領収いたしました。

*財布等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折の保管をお願いいたします。

飲料代 (珈琲/3箱) 案分 1,895円

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$5,054 \times 1/2 = 2,527$$



領 収 書

No.000003-1187-5185

2023年07月04日

沖繩・自民党様

消費税

374円を含む。

¥5,054-

但し、飲料代

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

※財布等にはさんで保管いただく場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (珈琲/4箱) 案分 2,527円

会議費

政務活動以外もあり、明確に区分できないので案分

$$9,817 \times 1/2 = 4,908$$



領 収 書

沖繩自覚様

¥9,817-

但し、飲料代



壺川店 TEL 098-836-5050

No. 000053-9843-8078

2023年07月12日

消費税

727円を含む。

として上記正に領収いたしました。

※財布等にはさんで保管してください。
印刷面を内側に折り保管をお願いします。

飲料代 (お茶・珈琲/6箱) 案分 4,908 円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$5,086 \times 1/2 = 2,543$$



領 収 書
米福-自民党 様

No. 000004-6898-7751

2023年08月21日

消費税

376円を含む。

¥5,086-

但し、飲料代

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

※財布等にはさんで保管する場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶・珈琲/3箱) 案分 2,543 円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$5,702 \times 1/2 = 2,851$$



領 収 書

No. 000004-6998-5200

2023年09月06日

津藤 自民党 様

消費税

422円を含む。

¥5,702-

但し、飲料代

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

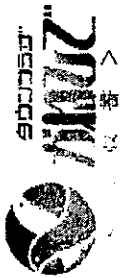
※財布等にはさんで保管される場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (珈琲/3 箱) 案分 2,851 円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$7,257 \times 1/2 = 3,628$$



領 収 書

沖縄自民党様

¥7,257-

但し、飲料代

壺川店 TEL 098-836-5050

No.000002-2437-9205

2023年09月22日

消費税 537円を含む。

として上記正に領収いたしました。

*封布等にはさんで保もれく場合も、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/3箱 珈琲/2箱) 案分 3,628 円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$10,400 \times 1/2 = 5,200$$

領収書

No. 000002-2490-1694
2023年09月27日

消費税 770円を含む。

として上記正に収めました。

但し、飲料代

壺川店 TEL 098-836-5050

※財布等にはさんで保管願う場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。



飲料代 お茶 (3箱) 珈琲/3箱) 案分 5,200円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$7,614 \times 1/2 = 3,807$$



領 収 書

沖繩自民党様

¥7,614-

但し、飲料代



壺川店 TEL 098-836-5050

No.000053-1316-8770

2023年10月04日

消費税

564円を含む。

として上記正に領収いたしました。

※財布等にはさんで保管願く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/3箱 珈琲/2箱) 案分 3,807円

会議費

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$11,035 \times 1/2 = 5,517$$



領 収 書

津希庵・白民党様

¥11,035-

但し、飲料代



壺川店 TEL 098-836-5050

No.000003-1979-1738

2023年10月10日

消費税

817円を含む。

として上記正に領収いたしました。

※封布等にはさんで保管願く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いします。

飲料代 (お茶/3箱 珈琲/5箱) 案分 5,517円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$7,614 \times 1/2 = 3,807$$



領 収 書

No.000003-2034-5486
2023年10月16日

沖縄自民党様
¥7,614-

消費税 564円を含む。

但し、飲料代

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

*財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷額を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/3箱 珈琲/2箱) 案分 3,807円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$5,054 \times 1/2 = 2,527$$



領 収 書
津福自民党様
¥5,054-

No.000003-2109-0194
2023年10月24日

消費税 374円を含む。

但し、

として上記正に領収いたしました。



董川店 TEL. 098-836-5050

※財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いします。

飲料代 (お茶/4箱) 案分 2,527円

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$8,164 \times 1/2 = 4,082$$



No.000051-5624-3442

2023年11月02日

消費税

604円を含む。

として上記正に領収いたしました。

壺川店 TEL 098-836-5050

*財布等にはさんで保管願く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/4箱 珈琲/2箱) 案分 4,082円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$6,350 \times 1/2 = 3,175$$



領 収 書

No.000003-2406-1358

2023年11月27日

津田、白民党様

消費税

470円を含む。

¥6,350-

但し、飲料代として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

※財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/2箱 珈琲/2箱) 案分 3,175円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$7,614 \times 1/2 = 3,807$$



領 収 書
新 規 自 営 様
¥7,614-
但し 飲料代

No. 000003-2472-5732
2023年12月04日

消費税 564円を含む。

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

※財布等にはさんで保管願く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いします。

飲料代 (お茶/2箱 珈琲/2箱) 案分 3,807円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$12,700 \times 1/2 = 6,350$$



領 取 書

沖 縄 自 民 党 様

¥12,700-

但し、領物代



壺川店 TEL 098-836-5050

No.000004-7698-7944

2023年12月11日

消費税

940円を含む。

として上記正に領収いたしました。

※財布等にはさんで保管する場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶/4箱 珈琲/3箱) 案分 6,350円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$3,790 \times 1/2 = 1,895$$



領 収 書
津島自民党様
¥3,790-

No. 000002-3135-1860

2023年12月18日

消費税

280円を含む。

但し、飲物代

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

※財布時にはさんで保管避く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いします。

飲料代 (お茶/3箱) 案分 1,895 円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$2,527 \times 1/2 = 1,263$$



領 収 書

津野、自民党 様

¥2,527-

但し、飲料



壺川店 TEL 098-836-5050

No.000004-7879-8285

2024年01月04日

消費税

187円を含む。

として上記正に領収いたしました。

※財布等にはさんぐ保管してください。
印刷面を内側に折り込みをお願いします。

飲料代 (お茶2箱) 案分 1,263 円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$4,269 \times 1/2 = 2,134$$

2024年01月04日 (木)

領 収 証

津野 白麻様

¥ 4, 2 6 9 -

上記正に領収しました
代として
株式会社ビッグワン 【取扱店：アクロスプラザ小塚店】
沖縄県沖縄市海邦町3-18
明細部商品名先頭の[*]印は軽減税率8%適用商品です
登録番号 T6360001007770
※財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 0002-6810-3950

飲料代 (珈琲 2箱) 案分 2,134 円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$1,911 \times 1/2 = 955$$



領 収 書
三井物産様
¥1,911-
但し、飲料代

No. 000001-2499-0940
2024年01月12日

消費税 141円を含む。

として上記正に領収いたしました。



壺川店 TEL 098-836-5050

※封布等にのりなどで保護された場合は、印刷面を内側に折り保護をお願いします。

飲料代 (珈琲 2 箱) 案分 955 円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$1,263 \times 1/2 = 631$$



領 収 書

No.000002-3407-9704

2024年01月25日

沖縄・自民党 様

消費税

93円を含む。

¥1,263-

但し、飲料代

として上記正に領収いたしました。



垂川店 TEL 098-836-5050


※財布等には必ず保護紙を貼付し、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

飲料代 (お茶1箱) 案分 631円

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$15,114 \times 1/2 = 7,557$$

払込受領書 
コンビニエンスストア等お支払用

払込人氏名
沖縄・自民党

お問い合わせ番号
90260604

金額 ￥15114
内消費税等 (1119)

受取人
SMBファイナンスサービス株式会社
アスクル相当販売店
株式会社ハイパー

受領印
コンビニエンスストア等取替用

収入印紙貼付欄

2024.04.11

（お客様控え）

飲料代 (お茶1箱(120本)/珈琲3箱(78本)案分 7,557円

ネット注文に変更 (小缶→ペットボトル)

会議費

政務活動費以外もあり、明確に区分できないので案分

$$62,399 \times 1/2 = 31,199$$

払込受領書

(コンビニエンスストア等お支払用)

払込人氏名
沖縄・自民党

お問い合わせ番号
90260604

金額 ¥62399
内消費税等(4622)

受取人
SMBCファイナンスサービス㈱
アスクル担当販売店
株式会社ハイパー

受領印
コンビニエンスストア等お支払用



(お客様控)

飲料代 (お茶 11 箱) (珈琲 5 箱) (案分) 31,199 円

会派室が一つ増え、今議会より活用したこともあり、通常の定例会、また2月議会は予算委員会もあり、説明会・勉強会等も含め来客が増えたこともあり、ネット(配達)にて、3月末までを見込み纏め買い。(買出しに出ることができなかった)

資料作成費
参考資料

国あすにも本体工事再開 翁長知事、処分取り消し通知発送

公開日時 2016年12月26日 14:17 更新日時 2016年12月31日 03:41



翁長知事、処分取り消し通知発送 承認取り消し 工場再開

この記事を書いた人 ▶ 金城 英智子

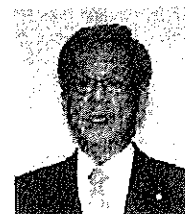
昨年10月に行った名護市辺野古の埋め立て承認取り消しについて、翁長雄志知事は26日午後1時半、那覇空港で記者会見し、自らの取り消し処分を取り消す手続きに入ったと表明した。県は同日、沖縄防衛局に取り消し通知文を発送した。防衛局に届き次第、仲井真弘多前知事が2013年12月に行った辺野古埋め立て承認の効力が復活する。沖縄防衛局は27日にも埋め立て本体工事を再開する予定。工事は今年3月4日の辺野古埋め立て代執行訴訟和解以来の再開となる。



普天間飛行場の移設に伴い新たな基地建設が計画されるキャンプ・シュワブ沿岸域＝沖縄県名護市辺野古

承認取り消し処分の取り消しは、今月20日の最高裁判決を受けた措置。最高裁判決は、辺野古埋め立て計画の合理性、防衛局による環境保全措置などには特段不合理な点はないとした上で、翁長知事による承認取り消しは違法だと判断した。翁長知事は承認取り消し判断を巡る確定判決には従うと表明していた。

26日の記者会見で翁長知事は「最高裁判決が出て、しっかりしたところから改めて方向性を構築していく。知事権限も想定し得る法廷闘争なので新辺野古基地は造らせない、オスプレイの配備撤回に向け、頑張りたい」と述べた。



翁長雄志知事

菅義偉官房長官が26日の会見で、辺野古の工事再開について「必要な準備は整えている」と述べたことに関し、翁長知事は「工事再開はもっと話をしてからやるべきではないか」と批判した。

翁長知事は会見で、埋め立て承認取り消しを巡る最高裁判決には従うとする一方、今度も辺野古新基地建設をあらゆる手段で止める考えには変わりがないと改めて強調した。政府が年明けにも米軍キャンプ・シュワブ陸上部、海上部で米軍普天間飛行場の辺野古移設工事を本格化させる中で、翁長知事側がどのように工事を阻止するかが焦点となる。

【琉球新報電子版】

英文へ → [Onaga sends notice of cancellation, government to resume Henoko construction](#)

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/28	沖縄タイムスデータベース利用料(年間)	154,880	全額	154,880
	沖縄タイムスデータベース利用料(年間)振込手数料	770	全額	770
4/28	時事通信社 時事行政情報(年間)	132,000	全額	132,000
	時事通信社 時事行政情報(年間)振込手数料	770	全額	770
6/12	琉球新報データベース(年間)	142,780	全額	142,780
	琉球新報データベース(年間)振込手数料	770	全額	770
毎月払	宮古毎日新聞(@3,211×12)	38,532	全額	38,532
7/3	ぎょうせい 地方財務実務提要	12,320	全額	12,320
7/3	沖縄県社会保険協会資料(年間)	3,000	全額	3,000
7/24	ぎょうせい 地方財務実務提要	21,560	全額	21,560
	振込手数料	110	全額	110
毎月払	産経新聞(@5,400×4)	21,600	全額	21,600
	産経新聞(@5,900×8)	47,200	全額	47,200
毎月払	八重山日報(@2,700×2)	5,400	全額	5,400
	八重山日報(@2,900×10)	29,000	全額	29,000
毎月払	琉球新聞(@3075×12)	36,900	全額	36,900
毎月払	沖縄タイムス(@3,075×12)	36,900	全額	36,900
毎月払	本土3紙(読売・日本経済・朝日新聞(@15359×2)	30,718	全額	30,718
	本土3紙(読売・日本経済・朝日新聞(@15859×1)	15,859	全額	15,859
	本土3紙(読売・日本経済・朝日新聞(@16,659×1)	16,659	全額	16,659
	本土3紙(読売・日本経済・朝日新聞(@15391×8)	123,128	全額	123,128
10/23	ぎょうせい 地方財務実務提要	9,240	全額	9,240
	振込手数料	110	全額	110
4/12	沖縄タイムスクリッピング(年間/2023.4/1~2024.3/31)	15,760	全額	15,760
	振込手数料	110	全額	110
資料購入費 充当合計				896,076

充当割合: 政務活動 のみ全額充当

員内入費

振込金受取書 (兼振込手数料受取書)
 振込受付書

口座振込
050407

振込金額
□□□□□□

お 振込先
琉球銀行 支店 〇〇〇〇

お 預金種目
振込金
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

お 受取人
フリガナ
カマエノリカノイロオキケイ
株式会社 沖縄タイムス社

ご 依頼人
フリガナ
カマエノリカノイロオキケイ
株式会社 沖縄タイムス社

お 依頼人
おとなえ
〒767-0801 徳島県 徳島市 〇〇〇〇
〒767-0801 徳島県 徳島市 〇〇〇〇
〒767-0801 徳島県 徳島市 〇〇〇〇

振込金額
百 拾 萬 千 百 拾 万 千 百 拾 万 千 百 拾 万
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

振込手数料
11: 振込
12: 振込

振込手数料
7770

振込手数料
11: 振込
12: 振込

当行へお振込の際は、受取人全名をご記入ください。口座番号を通知し、その口座振込の記載欄等に不備がある場合は、振込先とのためご確認をお願いいたします。

当行をご利用くださりましてありがとうございました。



株式会社 沖縄海邦銀行

沖縄タイムスデータベース利用料 (年間)

年間 154,880 円
振込手数料 770 円

充当額 155,650 円

〒900-8501

沖縄県那覇市泉崎1-2-3 6F

資料購入費

参考

沖縄・自民党

御中

お客様番号



請求書

沖縄・自民党

様

請求金額 132,000円
(消費税等 12,000円を含む)

請求日
請求番号 4024653

請求期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日
(支払期日 令和5年4月30日)

▼この件についてのお問い合わせ先
那覇支局 (TEL:098-867-1211)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モタ)	沖縄・自民党	2	10,000	12	120,000
		10%	【対象金額】		120,000
			【消費税等】		12,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 経理局長 連絡先 03-3524-6081
事務担当者 集計部長 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツツシヤ」です。

みずほ銀行 内幸町営業部
三井住友銀行 日比谷
三菱UFJ銀行 虎ノ門
りそな銀行 虎ノ門
横浜銀行 新橋



〒107-8177
東京都中央区銀座1-15番8号
株式会社 三井住友 通信
代表取締役社長 克彦
電話 03-3524-6081 番代
(通格請求書) 番号: T7010001018703

充当割合:政務活動のみ全額充当

資料購入費

領 収 書

No 056221

令和
平成 5 年 6 月 12 日

沖縄 自民党 殿

金額 ¥ 142,780- 税込

但し ¥ 780- 2023/4 ~ 2024/3月分として
上記の通り領収いたしました



那覇市泉崎1丁目10番3号
株式会社 琉球新報社
電話 865-5111(代)

